

1. 議事日程

〔平成24年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成24年 9月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第12号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第13号 平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について |
| 日程第16 | 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第17 | 議案第59号 安芸高田市の私債権の管理に関する条例 |
| 日程第18 | 議案第60号 安芸高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第61号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第20 | 議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第21 | 議案第63号 工事請負契約の締結について【向原町生涯学習センター建築工事】 |
| 日程第22 | 議案第64号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例 |
| 日程第23 | 議案第65号 安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例 |

- 日程第24 議案第66号 財産の無償貸付について【向原町新設保育所用地関係】
- 日程第25 議案第67号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第68号 字の区域変更について【小原2期地区（上迫工区）】
- 日程第27 議案第69号 字の区域変更について【深瀬地区】
- 日程第28 議案第70号 市道の路線認定について
- 日程第29 議案第71号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第72号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第73号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第74号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第75号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第76号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第77号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第78号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第79号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第80号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第81号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第40 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	熊高昌三	2番	前重昌敬
3番	石飛慶久	4番	児玉史則
5番	大下正幸	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

20番 藤井昌之

4. 会議録署名議員

15番 金行哲昭 16番 入本和男

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (23名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修	代表監査委員	木原張登
監査委員事務局長	神岡眞信		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局次長	山中章		
事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
係長	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前10時00分 開会

- 塚本副議長 ただいまの出席議員は19名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長及び代表監査委員より本定例会の説明員として出席するものの職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。
第3点、市長より安芸高田市が債務を負担している法人の経営状況について報告がありました。
第4点、監査委員より平成24年6月分及び7月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で報告を終わります。
- 塚本副議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、15番 金行哲昭君、及び16番 入本和男君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本副議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 金行哲昭君。
- 金行議会運営委員長 報告します。
平成24年第3回定例会の運営につきまして、去る、8月7日及び9月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月28日までの、19日間といたしました。
議事の都合により、9月11日及び9月14日から9月27日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定13件、諮問1件、議案23件、発議1件の、計38件でございます。

議案審議につきましてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から認定第13号までの13件は、一括して提案理由、監査委員の報告を受け、質疑があれば質疑の後、決算常任委員会へ付託します。

議案第59号、62号、64号の3件は、総務企画常任委員会へ、議案第65号につきましては、葬斎場建設調査特別委員会へ、議案第72号から議案第81号までの10件は、予算常任委員会へ付託します。

それぞれ提案理由の説明後、質疑を受け、各委員会へ付託することになりました。

諮問1件を含むその他の案件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについてですが、13人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月12日が7名、9月13日を6名といたします。

以上で報告を終わります。

○塚本副議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は19日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本副議長 御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                         |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号  | 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について                |
| 日程第4  | 認定第2号  | 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第5  | 認定第3号  | 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について         |
| 日程第6  | 認定第4号  | 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について            |
| 日程第7  | 認定第5号  | 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について          |
| 日程第8  | 認定第6号  | 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第9  | 認定第7号  | 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について   |
| 日程第10 | 認定第8号  | 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第11 | 認定第9号  | 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第12 | 認定第10号 | 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 | 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の                |

認定について

日程第14 認定第12号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

日程第15 認定第13号 平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○塚本副議長 日程第3、認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第15、認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成24年第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん御多用の中御参集を賜り、まことにありがとうございました。

この夏は、連日の猛暑に加え、盆を過ぎても厳しい残暑が続きましたが、9月に入り、やっと秋らしい爽やかな天候になりつつあるように思います。

さて、このたびの定例会へは、平成23年度の決算認定議案13件、諮問1件、条例及び補正予算関係の議案23件を提出しております。どうかよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

それではまず、認定第1号から認定第13号までの提案理由についての御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成23年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めらるるものでございます。

認定第1号から認定第13号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号、平成23年度安芸高田市一般会計決算は、歳入総額225億7,742万8,618円、歳出総額217億5,744万4,910円で、実質収支6億1,518万708円となりました。

次に、認定第2号、平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算は、歳入総額43億7,337万7,586円、歳出総額37億8,630万2,192円で、実質収支5億8,707万5,394円となりました。

次に、認定第3号、平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額4億2,292万5,463円、歳出総額4億1,413万8,973円で、実質収支878万6,490円となりました。

次に、認定第4号、平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算は、歳入総額38億8,373万9,346円、歳出総額38億7,088万5,506円で、実質収支1,285万3,840円となりました。

次に、認定第5号、平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算は、歳入総額4,008万639円、歳出総額3,866万1,494円で、実質収支141万9,145円となりました。

次に、認定第6号、平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決

算は、歳入総額4億8,844万2,816円、歳出総額4億8,261万1,051円で、実質収支4万6,765円となりました。

次に、認定第7号、平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算は、歳入総額5億2,083万9,386円、歳出総額5億2,065万253円で、実質収支18万9,133円となりました。

次に、認定第8号、平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算は、歳入総額3億7,708万3,651円、歳出総額3億7,696万2,963円で、実質収支12万688円となりました。

次に、認定第9号、平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算は、歳入総額2億1,877万9,958円、歳出総額2億1,872万3,972円で、実質収支5万5,986円となりました。

次に、認定第10号、平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算は、歳入総額926万7,936円、歳出総額924万1,174円で、実質収支2万6,762円となりました。

次に、認定第11号、平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算は、歳入総額5億2,086万2,381円、歳出総額5億2,064万1,789円で、実質収支22万592円となりました。

次に認定第12号、平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算は、歳入総額1,328万3,858円、歳出総額1,324万1,892円で、実質収支4万1,966円となりました。

次に認定第13号、平成23年度安芸高田市水道事業決算の収益的収入及び支出決算額は、収入額2億5,766万7,468円、支出額2億4,789万8,628円で、当年度純利益は378万5,562円で、当年度未処分利益剰余金は5,961万5,344円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額1億3,386万3,000円、支出額2億2,645万68円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,258万7,068円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万3,278円、当年度分損益勘定留保資金8,506万3,811円及び建設改良積立金153万9,979円で補填をしたものであります。

以上、13議案につきまして、慎重に審議をしていただき、適切なる認定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 森川薫君。

○森川会計管理者 それでは、平成23年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づきまして要点の御説明を申し上げます。

最初に、平成23年度安芸高田市一般会計の歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

まず、全体の予算規模でございますけれども、当初の予算額は223億9,390万円でございますが、その後、5回の補正を行いまして、21億2,168万3,000円を追加いたしますとともに、前年度からの繰越明許費16

億8,423万3,000円を含めまして、総額で261億9,981万6,000円をもちまして執行をいたしたところでございます。

それでは、決算書の5ページをお開きください。

初めに、歳入の決算でございます。予算現額が261億9,981万6,000円、調定額267億6,342万4,560円。これに対しまして、収入済額は225億7,742万8,618円で、収納率は84.4%でございます。1,345万838円の不納欠損処分を行いまして41億7,293万8,861円が収入未済となっております。この収入未済額につきましては、繰越明許費に係ります財源でございます。国庫支出金、県支出金、市債、分担金及び負担金、諸収入合わせまして36億5,023万8,499円が含まれておるものでございます。

7ページからは歳出の決算でございます。

11ページをお願いいたします。11ページでございます。予算現額が261億9,981万6,000円に対しまして、支出済額は217億5,744万4,910円で、執行率は83.0%でございます。繰越明許費といたしまして、38億5,504万2,000円を翌年度に繰り越しをいたしております。

14ページをお開きいただきたいと思います。14ページでございます。以上の結果によりまして、平成23年度の一般会計の収支決算につきましては、歳入総額225億7,742万9,000円、歳出総額は217億5,744万5,000円となりまして、歳入歳出差引額は8億1,998万4,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支につきましては、繰越明許費にかかります一般財源2億480万3,000円を差し引いた6億1,518万1,000円の黒字となりまして、このうち3億5,000万円を地方自治法233条の2の規定によりまして、財政調整基金に繰り入れをいたしました。

それでは、歳入につきまして款別に御説明をいたします。15ページをお願いいたします。

1款の市税でございますが、収入済額33億5,334万5,269円。調定額に対します収納率は95.8%でございます。1,293万6,967円の不納欠損処分を行いまして、1億3,591万8,874円が収入未済となっております。

17ページをお願いいたします。2款の地方譲与税につきましては、収入済額2億2,895万8,282円でございます。

続きまして、3款利子割交付金につきましては、収入済額1,066万2,000円でございます。

続きまして、4款の配当割交付金でございますが、収入済額は797万円でございます。

続きまして、5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、収入済額は140万5,000円でございます。

続きまして、6款の地方消費税交付金でございます。収入済額は2億9,739万5,000円でございます。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金でございます。収入済額は3,184万2,731円でございます。

19ページをお願いいたします。8款の自動車取得税交付金ございま



すが、収入済額は5,540万8,000円でございます。

続いて、9款地方特例交付金でございます。収入済額は5,798万6,000円でございます。

続いて、10款地方交付税でございますが、収入済額は104億8,230万3,000円でございます。

続いて、11款交通安全対策特別交付金でございます。収入済額は560万4,000円でございます。

続いて、12款分担金及び負担金でございます。収入済額3億5,895万6,226円で、調定額に対します収納率は90.5%でございます。事業の繰り越しに伴います農業費分担金など3,227万8,000円を含みます3,763万5,163円が収入未済となっております。

続いて23ページをお願いいたします。13款の使用料及び手数料でございますが、収入済額は3億6,387万747円で、調定額に対します収納率は97.1%でございます。6万906円の不納欠損処分を行いまして、1,075万9,870円が収入未済となっております。

続いて、29ページをお願いいたします。14款の国庫支出金でございます。収入済額20億8,307万4,211円でございます。収入未済額11億7,828万5,999円は、事業の繰り越しに伴います総務費国庫補助金、土木費国庫補助金、教育費国庫補助金がそれぞれ未収金となったものでございます。

35ページをお願いをいたします。15款の県支出金でございます。収入済額17億250万1,484円でございます。収入未済額1億4,154万4,500円は、事業の繰り越しに伴います民生費県補助金、農林水産業費県補助金、これがそれぞれ、収入未済となったものでございます。

47ページをお願いいたします。16款の財産収入でございます。収入済額は4,447万6,139円でございます。

続いて、51ページをお願いいたします。51ページ、17款の寄附金につきましては、収入済額が153万8,532円でございます。

次に、18款の繰入金でございますが、収入済額7,952万8,173円でございます。

55ページをお願いいたします。19款繰越金でございますが、収入済額が5億3,258万7,887円でございます。

20款の諸収入は、収入済額が3億2,751万5,937円で、調定額に対します収納率は46.6%でございます。45万2,965円の不納欠損の処分を行いまして、これと事業の繰り越しに伴います463万円を含みます3億7,529万4,455円が収入未済となっております。

続いて、61ページをお開きください。

61ページ、21款の市債でございますが、収入済額は25億5,050万円でございます。収入未済額22億9,350万円につきましては、事業の繰り越しに伴います総務債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債、及び特別会計繰出債がそれぞれ収入未済となったものでございます。歳入につ

きましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして、款別に御説明を申し上げます。67ページをお願いいたします。

67ページ、第1款の議会費でございます。支出済額が2億3,663万2,076円で、執行率は98.4%でございます。

続きまして、2款の総務費でございますが、支出済額が43億7,598万438円で、執行率は57.5%でございます。繰越明許費の30億5,122万7,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います賃金、旅費、需用費、委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

89ページをお願いいたします。89ページの第3款民生費でございますが、支出済額は56億6,030万6,302円で、執行率は97.9%でございます。繰越明許費711万9,000円は、事業の繰り越しに伴います報酬費、それから委託料、使用料賃借料などを翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。4款の衛生費でございますが、支出済額は14億3,410万8,390円で、執行率は97.2%でございます。

続いて、107ページをお願いいたします。107ページ、5款の労働費につきましては、支出はございませんでした。

続きまして、6款の農林水産業費は、支出済額は16億814万6,757円で、執行率は85.8%でございます。繰越明許費の2億1,308万7,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います報償費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、補償補填及び賠償金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

続いて、115ページをお願いいたします。7款の商工費でございますが、支出済額は9,477万8,593円で、執行率は96.2%でございます。

続いて、117ページをお願いいたします。8款の土木費でございますが、支出済額13億8,995万3,738円、執行率は93.1%でございます。繰越明許費の4,536万4,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費、購入財産購入費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。9款の消防費は、支出済額は8億4,776万6,340円で、執行率は82.8%でございます。繰越明許費の1億4,789万7,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費、備品購入費等を翌年度へ繰り越しているものでございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。10款の教育費でございますが、教育費の支出済額は16億9,962万3,310円で、執行率は79.9%でございます。繰越明許費の3億4,422万7,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費などを翌年度へ繰り越しをいたしましたものでございます。

続きまして、143ページをお願いいたします。143ページ、11款の災害復旧費でございますが、支出済額は2億6,575万8,306円で、執行率は83.6%でございます。繰越明許費の4,612万1,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度に繰り越しまし

た。

145ページをお願いいたします。12款の交際費でございますが、支出済額は41億4,439万660円で、執行率は99.99%でございます。

続いて、13款予備費につきましては、支出がございませんでした。歳出につきましては、以上でございます。

それから、続きまして説明をいたします、11の特別会計の決算につきましては各会計ともに収支概要の御説明とさせていただきたいと思えます。御了承のほどよろしくをお願いいたします。

それでは初めに、平成23年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について御説明を申し上げます。149ページをお願いいたします。

まず歳入の決算でございますが、予算現額は40億2,163万8,000円、調定額44億9,444万6,458円に対しまして、収入済額は43億7,337万7,586円で、収納率は97.3%でございます。収入未済額の1億1,210万5,422円は、926万2,250円の不納欠損処分を行った後の国民健康保険税が収入未済となったものでございます。

153ページをお願いいたします。続きまして、歳出の決算でございますが、予算現額40億2,163万8,000円に対しまして、支出済額は37億8,630万2,192円で、執行率は94.1%でございます。

続きまして、156ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額43億7,337万8,000円、歳出総額37億8,630万2,000円、歳入歳出差引額は5億8,707万6,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成23年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算でございます。181ページをお願いいたします。

歳入の決算でございますけれども、予算現額は4億1,777万1,000円、調定額4億2,269万8,805円に対しまして、収入済額は4億2,292万5,463円で、収納率は100.1%となりました。これは収入済額の中に、還付未済額の48万9,465円が含まれております関係上、収入未済額が調定額を上回ったということになったものでございます。収入未済額は26万2,807円でございます、これは後期高齢者医療の保険料が収入未済となったものでございます。

183ページをお願いいたします。続きまして、歳出の決算でございますが、予算現額が4億1,777万1,000円に対しまして、支出済額は4億1,413万8,973円で、執行率は99.1%でございます。

186ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額4億2,292万5,000円、歳出総額は4億1,413万9,000円で、歳入歳出差引額は878万6,000円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

続いて、195ページからの平成23年度介護保険特別会計の歳入歳出決算についての説明を申し上げます。197ページをお願いいたします。

197ページは歳入の決算でございますが、予算現額が39億2,643万

1,000円、調定額が38億9,044万5,866円に対しまして、収入済額が38億8,373万9,346円で、収納率は99.8%でございます。収入未済額の539万1,070円は、175万7,100円の不納欠損処分を行った後の介護保険料が収入未済となったものでございます。

201ページをお願いいたします。続いて、歳入の決算でございますが、予算現額39億2,643万1,000円に対しまして、支出済額は38億7,088万5,506円で、執行率は98.6%でございます。

続きまして、204ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額38億8,373万9,000円、歳出総額38億7,088万6,000円で、歳入歳出差し引き額は1,285万3,000円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成23年度介護サービス特別会計の歳入歳出決算でございます。229ページをお願いいたします。

歳入の決算でございますが、予算現額は4,028万6,000円、調定額4,008万639円に対しまして、収入済額は同額となり、収納率は100%で収入未済額ございませんでした。

231ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額4,028万6,000円に対しまして、支出済額は3,866万1,494円で執行率は96.0%でございます。

234ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額4,008万1,000円、歳出総額3,866万1,000円で、歳入歳出差引額は142万円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成23年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。239ページをお願いいたします。

239ページは、歳入の決算でございます。予算現額が6億601万6,000円、調定額が5億8,951万7,798円に対しまして、収入済額は4億8,844万2,816円で、収納率は82.9%でございます。収入未済額1億107万992円は、3,990円の不納欠損処分を行った後の加入者分担金49万5,000円、それから下水道使用料77万5,992円、それに事業の繰り越しに伴います国庫補助金3,900万円、一般会計の繰入金3,040万円、市債3,040万円がそれぞれ収入未済となったものでございます。

241ページをお願いいたします。歳出の決算でございますが、予算現額6億601万6,000円に対しまして、支出済額は4億8,261万1,051円で、執行率は79.6%でございます。繰越明許費の1億558万5,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越しをいたしました。

244ページをお願いいたします。244ページの実質収支につきましては、歳入総額4億8,844万3,000円、歳出総額4億8,261万1,000円で、歳入歳出差引額は583万2,000円となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額は、繰越明許費にかかります一般税源等の578万5,000円を差し引きました4万7,000円の黒字となっております。

次に、平成23年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。253ページをお願いいたします。

253ページは、歳入の決算でございますが、予算現額5億4,991万1,000円、調定額5億2,260万3,954円に対しまして、収入済額は5億2,083万9,386円で、収納率は99.7%でございます。収入未済額の176万1,418円は、3,150円の不納欠損処分を行いました後の下水道使用料が収入未済となったものでございます。

続きまして、255ページをお願いいたします。255ページは歳出の決算でございます。予算現額5億4,991万1,000円に対しまして、支出済額は5億2,065万253円で、執行率は94.7%でございます。

続きまして、258ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額5億2,083万9,000円、歳出総額5億2,065万円で、歳入歳出差引額は18万9,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、平成23年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。267ページをお願いいたします。

267ページは、歳入の決算でございます。予算現額3億8,552万9,000円、調定額3億7,828万35円に対しまして、収入済額3億7,708万3,651円で、収納率は99.7%でございます。収入未済額の89万6,384円は、加入者分担金30万円の不納欠損処分を行った後の下水道使用料でございます。

続きまして、269ページをお願いいたします。269ページは歳出の決算でございます。予算現額が3億8,552万9,000円に対しまして、支出済額は3億7,696万2,963円で、執行率は97.8%でございます。

続いて、272ページをお願いいたします。272ページの実質収支につきましては、歳入総額3億7,708万4,000円、歳出総額3億7,696万3,000円で、歳入歳出差引額は12万1,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、平成23年度浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算について御説明を申し上げます。281ページをお願いいたします。

281ページは、歳入の決算でございます。予算現額2億2,025万6,000円で、調定額2億2,031万1,547円に対しまして、収入済額は2億1,877万9,958円で、収納率は99.3%でございます。収入未済額の143万3,339円は、9万8,250円の不納欠損処分を行った後の浄化槽使用料でございます。

続きまして、283ページをお願いいたします。283ページは歳出の決算でございます。予算現額2億2,025万6,000円に対しまして、支出済額は2億1,872万3,972円で、執行率は99.3%でございます。

続きまして、286ページをお願いいたします。286ページの実質収支につきましては、歳入総額2億1,878万円、歳出総額は2億1,872万4,000円で、歳入歳出差引額は5万6,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成23年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計の歳入歳

出決算でございます。295ページをお願いいたします。

295ページは歳入の決算でございます。予算現額1,017万8,000円、調定額926万7,936円に対しまして、収入済額は同額でございます。収納率は100%で、収入未済はございませんでした。

続いて、297ページをお願いいたします。297ページは歳出の決算でございます。予算現額1,017万8,000円に対しまして、支出済額は924万1,174円で、執行率は90.8%でございます。

続いて、300ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額926万8,000円、歳出総額924万1,000円で、歳入歳出差引額は2万7,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

続きまして、平成23年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。307ページをお願いいたします。

歳入の決算でございますが、予算現額5億3,717万4,000円、調定額5億2,684万2,999円に対しまして、収入済額は5億2,086万2,381円で、収納率は98.9%でございます。収入未済額の492万9,493円は105万1,125円の不納欠損処分を行った後の水道使用料でございます。

309ページをお願いいたします。309ページの歳出の決算でございますが、予算現額5億3,717万4,000円に対しまして、支出済額は5億2,064万1,789円で、執行率は96.9%でございます。

312ページをお願いいたします。実質収支でございますが、歳入総額5億2,086万2,000円、歳出総額は5億2,064万2,000円で、歳入歳出差引額は22万円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成23年度飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。321ページをお願いいたします。

321ページは、歳入の決算でございます。予算現額1,445万5,000円、調定額1,330万5,110円に対しまして、収入済額は1,328万3,858円で、収納率は99.8%でございます。収入未済額2万1,252円は水道使用料が収入未済となったものでございます。

続いて323ページをお願いいたします。323ページは歳出の決算でございます。予算現額1,445万5,000円に対しまして、支出済額は1,324万1,892円、収納率は91.6%でございます。

続いて、326ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額1,328万4,000円、歳出総額は1,324万2,000円で、歳入歳出差引額は4万2,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

331ページ以降につきましては、公有財産、債権、物品、基金等の財産に関する調書でございます。御一読をいただきたいと思います。

以上で、平成23年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○塚本副議長

これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から本13件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員

平成23年度の一般会計、特別会計及び水道事業の決算の審査でございますが、その執行状況等につきまして、安芸高田市監査基準に基づき、今村監査委員と審査を行い、合議に達しましたので御報告いたします。

初めに、平成23年度安芸高田市各会計、歳入歳出決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。審査に付されました平成23年度安芸高田市一般会計11の特別会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、係数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求め、審査を行いました。

平成23年度各会計歳入歳出決算書、及び附属する書類はそれぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、諸書類と照合審査の結果、その係数は正確であることを認めました。

また予算の執行については、おおむね適正であると認めました。審査の結果、決算の状況は一般会計、特別会計をあわせた総額では形式収支、実質収支、単年度収支ともに黒字となっており、市債の借入残高は449億7,173万5,000円と前年度より2.9%減少し、未収金も6億8,767万8,000円と前年度より2.9%減少しており、健全性を維持している状況にあります。

普通会計におけます財政構造をみますと、財政力指数は0.327と前年度より0.015ポイント下降し、経常収支比率は89.4%と前年度より3.3ポイント上昇し、依然として経常一般財源は乏しい状況にあり、財政の硬直化は引き続き顕在化しております。

意見といたしまして、葬斎場、光ネットワーク、（仮称）向原生涯学習センターなどの大型事業が始まることなどから、今後一層の財政健全化に努めるとともに、平成26年度以降の普通交付税の合併特例加算額の縮減に向けて、新規事業のランニングコストなどを精査し、不用意に財政を圧迫することがないように望むものでございます。

また、個別項目の主なものといたしまして、未収金でございますが、全体では減少しており、滞納整理本部が機能し職員の努力が実を結んだものと評価しております。

不納欠損につきましては、毎年相当額の収入未済が欠損処理されており、不納とならないよう努力していただくことも必要でございますが、一方で財政の実質的な資産を確認するためには、これらを不良債権とみなして処理することも必要ではないかと思われまます。

また、行政評価システムの定着につきましては、施策評価シートに準拠しての審査を行い、目標を設定した管理により施策がぶれずに実施されていることを確認いたしました。今後もこのシステムを発展させることを望むものでございます。

最後に、市民総ヘルパー構想の明文化でございますが、市長にマニフェストとして以前から市の施策の柱の一つとして提唱され、この構想ののっとなっていろいろな事業が行われてきております。

しかし明確なビジョンが明示されていなかったため、ともすれば冗長化したり焦点がぼけたりする恐れがございましたが、この明文化により総合計画との整合性を図り、幅広く調和を保った実施計画の策定を望むものでございます。

次に、普通会計による決算財政状況でございますが、お手元に配付されております、平成23年度安芸高田市健全化判断比率等意見書により御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠されているかを確認し、係数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査を行いました。健全化判断比率及び資金不足比率はそれぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その係数は正確であることを認めました。

審査の結果につきましては、財政健全化を判断する4指標は、いずれも基準値を超えるものではなく健全性を維持しているところでございます。しかし依然として自主財源は低いままで、今年度の大型事業により公債比率の上昇が見込まれることもあり、楽観はできない状況となっております。これらの数字は3年平均なのですぐに悪化するわけではございませんが、ボディーブローのように効いてくるのが考えられます。今後とも財政状況には予断を許すことなく限られた予算で最大限の効果を上げ、バランスの取れた財政運営を要望するものでございます。

次に、平成23年度安芸高田市水道事業の決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。審査に付されました平成23年度安芸高田市水道事業の決算につきましては、決算書、財務諸表及び附属書類について関係法令に準拠して作成されているかを確認し、係数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状況が適正であるか、関係職員の説明を求め審査を行いました。

平成23年度決算報告書、その他財務諸表及び決算附属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その係数は正確で当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を明瞭に表示しているものと認めました。

審査の結果につきましては、当年度純利益は378万6,000円で、前年度より3,807万5,000円減少し、主要な利益諸指標である総収支比率、経常収支比率、営業収支比率はいずれも前年度を下回っておりますが、損益の分岐である100%を超えております。

財政状況についても企業の支払い能力を示す流動比率や当座比率は正常でありまして、当面問題はないものと考えます。今後とも業務の効率化を目指していただき、地方公営企業会計制度の改正や平成28年度の簡易水道事業等の統合等、予断を許さないものがありますが、早急に収支計画を含めた短期処理計画により、効果的、効率的な事業運営を望むものでございます。

終わりに、少子高齢化対策、産業観光政策、教育政策等、厳しさをま



す行政経営の中で取り組むべき課題は、部局をまたいで山積しておりますが、いずれも職員は情報を共有しながら果敢に取り組んでおり、成果はおのずとあらわれると確信しております。

今後とも当初の財政を逼迫してくることが見込まれ、縮小が余儀なくされると思われませんが、とりわけ事業の必要性、緊急性等を見定め、早期に健全性を取り戻すことを念頭に行政を推進し、市の標榜する、人輝く・安芸高田が名実ともに実現することを要望いたしまして、審査意見の報告とさせていただきます。

○塚本副議長 以上で審査意見の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 後ほど決算審査委員会もありますので、監査委員の報告に基づいて何点か意見の部分で概要についてお聞きをしたいと思います。

報告書の59ページにイの欄としてありますが、行政評価システムの定着という欄にいろいろと取り組みの評価も書いてありますが、今回の施策の評価シート、こういったものもあらゆる角度から見れるような形にさせていただきまして、非常に我々も細部にわたってチェックができる、そういった思いでおりますが、これは後ほどいろんな決算審査のほうでやりたいと思いますが、まず1点として、当年度の仕事目標26事務事業、こういったものについて日常的に管理され執行されてる状況を認めたということですが、もう少しこの辺の中身についてどのように具体的に評価をされたのかというところをまずお聞きしたいというふうに思います。

あわせて、イの最後のほうになりますけども、行政評価システムを確立させることを望むものであるということですが、いろいろな評価があるろうと思いますが、行政評価を最終的にはどのように確立させるのが監査委員会として望んでおるか、そういったところももう少し具体的なお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから2番目として、ウの市民総ヘルパー構想の明文化ということで、これも一番最後のほうに総合計画との整合性を図り、幅広く調和を保った実施計画の策定が必要と思われるということですが、多少問題もあったというふうに捉えておられるということですが、この辺についてもう少し監査委員としての見方として、どういったところがその整合性に欠け、どういったところを調整をされたか、そういったところをお聞きしたいというふうに思います。

それから、3点目の60ページになりますが、ウの未来創造事業の欄に、これも非常にあらゆる視点で特色ある取り組みをされておりますが、特に観光資源等として多様性を持たせというふうな、最後の欄にありますが、そこらも含めて地場産業の育成、そういったものが連動することが大事ですよということですが、その辺の見方についてもう少し監査委員さんとしての具体的なお考え、見方についてのお考えがあればお伺いし

たいと思います。

4点目として、60ページの一番下の4行ですが、合併後8年を経て、おのおの地域格差はある程度是正できたというふうに考えるというふうにあります。どういった部分が是正をされてきたのか。あるいは課題としてあるとすれば、どういったところがあるというふうに監査委員として見られたか。こういったところをもう少し具体的にお聞かせ願いたいというふうに思います。以上、4点ほどお伺いいたします。

○塚本副議長 代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員 先ほど4点ほど御質問がございます。

まず1点の行政評価システムの中での仕事目標26事業、どういうふうにこれを評価するかということだろうと思います。

実際に私たちが監査のときには評価シートを見せていただき、実際にその人たちがどういうふうな目的を持ってこの事業をやっているんだということがこの評価シートにはつぶさに書いてありますので、これによって事業がぶれなくいってると。その人たちがみんな活動、事業についての目的性を持っているので、これを持って評価すればできるというふうにしてこの事務事業などについて施策シートを中心に審査をやらせていただいたということでございます。実際にその人たちにヒアリングをしておいても、この事業についてはここまでできてるとか、そういったような考えを持ってされておりますので、これについてはそういうものがなくて、ただ漠然とするように言われた仕事をしているのではないということを考えました。これでそういったものの評価はある程度できてると。その施策評価シートというものがしっかりできてれば、それに基づいていけば、自然に効果的な業務ができるというふうに考えておるところでございます。

行政評価システムの確立ということですけども、最終的にはやっぱり評価シートというものがきちんとこの予算とか、そういった行政のやろうとしている目的に沿ったものできちんとつくられていけば、それに沿っていけばまず間違いなくできるということでもありますので、その行政評価シートの中にはこういうことをすれば、こういった効果があるということも当然含まれていることでもありますから、それに基づいて逆に調べてみれば効果があった、なかったということもはっきりその成績としてわかるということで、そういった意味で確立をしていただければというふうに考えた次第でございます。

それから、市民総ヘルパー構想の明文化ということで、幅広く調和を保った実績の策定が必要と思われるということでの意味合いでございますけれども、実際には市がやっておられる事業というものは、すべからくそういった高齢者対策でありますとか、それから少子高齢化とか、そういったものに対しての施策というものは非常に強いものがあると思います。ただ、実際に市民総ヘルパー構想というものが明文化されていなかったということがありましたので、何もかもこういう市民総ヘルパー

構想の中に含まれるのかということそうじゃなくて、やっぱりこのヘルパー構想というものがしっかりしていて、これはどの上位計画とどの部分とくっついて事業化されるのかということがやっぱり皆さんが知らないことだらうと思います。そういったことでこういったヘルパー構想というものが明文化されて、それが市民の皆さんの目に触れて自分の、例えば立ち位置というものはここにあるんだと、ヘルパー構想の中では、例えば自分は高齢者であったり、あるいは手助けする側であったり、こういったそれぞれの市民の人たちが自分たちのやっていること、しなきゃいけないこと、してほしいこと、そのものがヘルパー構想の中で含まれていけば、こういった事業がヘルパー構想の中にあったり、あるいはほかの、例えば企業誘致だとか、そういったものも含めて、総ヘルパー構想とは違うものとしての、御説明が難しいんですけども、要するに、そのヘルパー構想というものがしっかりバックボーンというものができていけばいろんな事業についてもそれが機能できるんじゃないかというふうに思ってここに記させていただいたものでございます。

それから未来創造事業についての中で、観光資源等と多様性を持たせブランド化につなげていただきたいというふうにちょっと意見をさせていただきましたけれども、実際にはこの未来創造事業というものが神楽とかそういったものを中心にして23年度からできて、これからも続けられると思うんですけども、こういったものがほかのものとは、例えば、一過性のもので、例えば、神楽なら神楽だけで完結するのではなくって、それを地元ブランドの物につなげる。例えば、神楽のネーミングをした酒ですとか、ほかの市の特産物ですとか、そういったものとリンクさせるような形で全体的にブランド化ができるようになればいいなということで、こういうふうな意見書の文言にさせていただいたという思いがございました。

神楽だけであったり、あるいは例えばサンフレッチェもそうですけれども、そういったものが一本一本別々にあるんじゃなくって、どこかが全部取り仕切ってブランド化にしても、それから観光資源にしてもどこかが司令塔になってやらなきゃいけないんじゃないかということで、この未来創造事業というのが一つの大きな柱になるというふうに考えて、このような表現にさせていただきました。

それから、合併格差の最後のまとめのほうにあります、おのおのの地域格差はある程度是正できたというふうになぜ考えるかというお話でしたけれども、実際にこの8年間の間、市のほうとしましては事業の中で格差があればそういったものを集約したり、あるいは全市に広げようという努力をされてまいりました。

例えば、水道事業なんかもそうだと思います。地域によって、旧町によって価格が違ってたりするものを平準化するといったようなところで各市のものと町の持っていた格差というのは変わってきているんじゃないかと思います。ただ、ここの思いというのは、ある程度一体化すべき

もの、平準化すべきものもある程度できたのかなど。じゃ今度はどうすればいいかという、やっぱり今まで平均化できなかった、平準化できなかったものはやっぱりこれからやってももしかしたら無理かもしれない。そうだとすると、各町の持っている特性というものはやっぱり残していくべきものもあるんじゃないだろうかということで、ある程度そういうものについて、今までの市の努力の中で実際に本来まとめなきゃいけないものはある程度まとめられたと。今までまとめ切れなかったものはやっぱり各地域の特性として残しておいて、それぞれで発展させる必要があるというふうな思いでこういった文言を使わせていただいております。

大変雑駁で回答になってるか、ちょっとおぼつかないんですけども、そういったことで御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○塚本副議長

1番 熊高昌三君。

○熊高議員

ありがとうございました。

監査委員の皆さんがどういった視点で見られておるかということも、基本的な部分が見えてきたように思いますので、今後、決算審査の中でそういった意見書等を監査委員さんと我々も課題を共有して審査していきたいというふうに思わせていただきます。

なお、最後のほうの地域格差という部分ですけども、先般の学校統合、規模適正化という言葉を使うほうが適正でしょうけれども、そういった形の中でこの間高宮のふなさ保育園で説明会がございまして、教育長ほか行かれましたけれども、その中で一番気になった言葉が、これは先の話ですけども、中学校が仮に高宮の場合、甲田町に統合されたときには我々若い者は甲田町へ住みますよね、という言葉が非常に印象深く残ったんですね。そういった点、副議長も当日は同席して我々と傍聴させていただいたんですけども、そういった面での地域格差というんですかね、それが地域格差になるかどうか、いろいろ議論はあろうと思いますけども、要は、これまで8年間やってきた地域格差是正というのが何のためにやってきたのかという大きな目的をどこに捉えるかということが非常に大事だと思うんですね。ある意味、行政のいろんな効率化、そういったものの統合、そういったものも非常に大事なことでありましょうし、施設の改修、そういったものも含めていろいろ充実するというのも当然でありましょうが、それが最終的にどこにメリットをもたらすかということやはり御存じのように市民の皆さんにどんなふうに評価をしていただいて、そここのところに還元できるかということだと思うんですね。そういった視点での地域格差というのをどんなふうに見られたのかなというところが少し気になりましたので、ここからはさらに内容を深めていく審査の中で確認していきたいと思いますので、そういった意味での質問をさせていただいたということでもあります。

それと、最後の61ページに、職員の皆さん非常に頑張っておられると

いうのは当然私も感じておりますが、このたび一般質問でもその辺について質問させていただいておりますが、いわゆる統治能力というんですかね。安芸高田市、市の行政としての統治能力。そういったものが果たしてどうなのか。あるいは警察云々の問題もありましたけれども、コンプライアンスの問題、こういったものも含めて、そこら辺が本当に職員が思い切ってそういった監査委員さんが言われるような思いで仕事ができる状況なのかどうか、そういったところをさらに見きわめていきたいなという思いでおりますので、この評価というのは私もある面では評価をしておりますけれども、もう少し心配なところがあるなという面で、この評価だけで受けとめられるかどうかというところでもないなという部分がありましたので、これも含めて今後審査のほうをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、監査委員の御意見、そういったものも含めて方向性というものを見させていただきましたので、参考にさせていただきます。

今私が申し上げたことに対して、代表監事さんのほうで、監査委員さんのほうで感じるものがあればお答え願えればというふうに思います。

○塚本副議長

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員

今の御意見の中で、自分としてもそういったこの意見書についていろいろ御意見をいただいて、それから私たち監査委員としての審査というものは、結局その書面での上での審査をすることが一番基本になってくるわけでございます。実際の事情とかいうものが市の中ではいろんなことがあります。さっきおっしゃったような学校の規模の問題などもお話は聞いておりますけれども、じゃ実際にそれが適正かどうかということ、まだ私たちのところでは判断できないということがあります。そういったことをやっぱり議員の方のほう、それで市民の方の意見を吸い上げて出されるという御意見というのは非常に貴重なものだと思っておりますので、私たち監査委員もそういった御意見もお聞きしながら、今後の監査に役立てていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○塚本副議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本副議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本13件については、お手元の付託表のとおり決算常任委員会に付託して、審査することにいたします。

この際11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○塚本副議長 日程第16、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本年12月31日をもって任期満了となります八千代町の天根信子委員を推薦するものでございます。

天根信子さんは、これまで刈田小学校・八千代中学校においてPTA活動に積極的に参加され、青少年健全育成や人権啓発活動に貢献をされてきました。

人権問題に熱意と意欲をもって人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断して推薦するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、さよう取り計らいます。

これより諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第59号 安芸高田市の私債権の管理に関する条例

○塚本副議長 日程第17、議案第59号「安芸高田市の私債権の管理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第59号「安芸高田市の私債権の管理に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

私債権は民法が適用されることなどから、著しい生活困窮状態にある場合や破産をしている場合など、将来にわたって徴収できない債権であ

っても、長期間、保有せざるを得ない状況になっております。これらの私債権について台帳の整備や督促時期などの債権管理の手續について、全庁的な手續の明確化・統一化を図ることや債権放棄を適切に進め、本市の私債権の管理を適正に行うことを目的に、安芸高田市の私債権の管理に関する条例を提案するところであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 私債権の管理に関する条例について質疑をいたします。

せんだって全員協議会においてもこの条例について説明をいただきました。その際、件数について、このたび資料としてあがっております参考資料の中で市民部人権多文化共生推進室の第7条第2項にかかわる件数を10件という報告をいただいております。そして、今回この定例会においては件数が11件となっております。これについて相違1件分についてはどのような形で多くなったのか、お尋ねいたします。

○塚本副議長 市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 ただ今御指摘がございました山根議員さんの住宅新築資金等の貸付金の件数でございますが、これはこれまで委員会等で申し上げました10件ということで、この資料につきましては、記載の間違いでございました。大変失礼をいたしました。

○塚本副議長 8番 山根温子さん。

○山根議員 記載の間違いということですので、金額的には同じですので記載の間違いかもしれません。

ですが、この私債権の管理に関しては、今までしっかりと行政のほうで集中取り組みをされて滞納整理をなさるよう努力されたことはわかりますけれども、この条例が制定されるにおいては、やはりさらにしっかりと管理をしていただかなければ、数値上このたびは記載ミスかもしれませんが、安易に滞納整理につながらないように取り組まなければいけないと思います。そこのところについて、お考えを改めてお聞きいたします。

○塚本副議長 総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 山根議員さんの御指摘のとおり、安易に債権を放棄するための条例ではないと考えております。これまで地方自治法施行令に規定がなかった部分をより具体的に項目をあげ提案しておるものでございます。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付

託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第60号 安芸高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例

○塚本副議長 日程第18、議案第60号「安芸高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「安芸高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、災害対策基本法の改正に伴い、新たに「市町村災害対策本部」について規定されたことにより、当条例第1条の中の「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるものであります。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明を申し上げます。議案書をごらんいただきたいと思います。

改正前の災害対策基本法では、第23条第7項において、災害対策本部に関し必要な事項は条例で定めると規定してありましたが、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行により、同規定が第23条の2第8項に変更されたことにより改めるものでございます。以上でございます。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号「安芸高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第61号 過疎地域自立促進計画の変更について

○塚本副議長 日程第19、議案第61号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件



を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第61号「過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎債を財源として実施をいたす事業につきましては、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となっております。このことから、本年度に新たに過疎債を財源として実施しようとする2つ事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、議案書の裏面のほうを見ていただきたいと思います。

本案件は、過疎地域自立促進市町村計画、22年9月に安芸高田市として策定しました計画の変更をお願いするものでございます。

計画書の36ページの2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、その中の事業名3の林道の中に入江戸島線開設事業及びその下に天王山線開設事業、その下段に小谷亀谷線開設事業L2,000メートル、W3メートルを新規追加するものでございます。

もう1点、48ページの5になりますが、医療の確保ということで、1の診療施設の中に新たに新規追加ということで、病院、地域中核医療機関支援事業、事業主体 安芸高田市、新規追加として入れるものです。

なお、この地域中核医療機関支援事業というのは、厚生連吉田総合病院のMR I 機器等の整備をするものに対して過疎計画として樹立をし、過疎債の適用を可能としたいというものでございます。以上で説明を終わります。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番、水戸でございます。

今回の過疎計画、自立促進計画の変更ということですから、当然、過疎債の適用にするということでございますので、至ってその議論をする必要はないのですが、実はこの中のいわゆる林道専用道の小谷亀谷線につきましては、前年度の平成23年度で、いわゆる林野庁の採択に及ばなかったということで、前年度の予算を執行できなかったという関係上、本年度に鋭意に取り組むということでした。

そういうことの中で、今回いわゆる林野庁のほうへ県からの申請、認定になったというようなことも聞いておりますが、実はこの件につきましては、明後日の一般質問でも項目に挙げておりましたので、今回こういう関係で上程されておりますので、一応の流れ、あるいは経過、ある

いは地元等とのやりとり、そういったこれまでの経過について一応この場でお伺いしようというふうに思っておりますので、担当部長のほうで結構ですから、よろしくをお願いします。

- 塚本副議長 産業振興部長 清水勝君。  
○清水産業振興部長 ただいまの水戸議員の御質疑にお答えをしたいというふうに思います。小谷亀谷線の開設事業につきましては、国の新たな新規事業ということで平成23年度から新たに設けられた制度でございます。その制度を受けて、安芸高田市のほうも県とさまざまな交渉をしてまいりました。新規事業でございますので、採択要件等もなかなか国のほうから示す時期も遅くなったということも含めて、平成23年度については小谷亀谷線の路線ということで、安芸高田市としては国のほうに申請をしようということでしたが、県のほうが平成23年度においては国の林野庁のほうに広島県全体として採択、申請を行わないという方針を示されたために、平成23年度はそういった状況でございました。本年度につきましては、そういった経過を踏まえて早期に県と相談しながら今年度採択をいただきたいということでございますので、市としてそういった方針を持って本年度から新規に着工したいというものでございます。以上でございます。
- 塚本副議長 6番 水戸眞悟君。  
○水戸議員 大体の流れにつきましてもわかりますし、市のほうとしましてもこの路線については鋭意に取り組んでいただいたという結果であろうというふうにも思っておるところでございます。一般質問のほうでも既に通告をいたしておりますので、また答弁書ができておったらそのときにもお伺いいたすかもしれませんけれども、本年度の予算付等については新たに新規事業としてスタートできる予算付が24年度後期においてあるのかどうか、再度お伺いをしたいと思います。
- 塚本副議長 産業振興部長 清水勝君。  
○清水産業振興部長 本年度、全体路線の延長2,000メートルについての路線の測量設計、それから一部工事に着手するための予算等を現在確保しておるところでございます。以上でございます。
- 塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。  
15番 金行哲昭君。  
○金行議員 その下の医療の確保の件で、地域中核医療機関支援事業で医療機器の取りかえか何かということではちょっともう少し詳しいところをわかっている範囲、費用等いうものがわかれば、ちょっと教えてください。
- 塚本副議長 福祉保健部長 武岡隆文君。  
○武岡福祉保健部長 J A吉田総合病院の関係でございますが、安芸高田市の市民の命と健康を守るということで、中核的な病院と位置づけております。このMRIにつきましては、吉田病院に配備になっておりますが、十数年の経年を、経過をしております。そういった中で今般、非常に医療技術が進んでまいりまして、この機器の更新をしたいということでござ

います。

実際的には、この補助金につきましては、国の補助金ということでおむね3分の1の補助金でございます。

御承知いただきますように、昨年度、東日本の大震災がございまして、東北地域に重点的に予算の配分があるだろうというふうに思っておりましたが、今年度要望しておったものが採択になったということでございます。そういう中で今般、このMR Iにつきまして、過疎自立支援計画の中に追加をさせていただいたということでございます。御理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 関連で、J Aの吉田総合病院についてお聞きいたします。

過疎地域自立促進計画、平成22年9月ですけれども、これ出された中に、計画の中に、きょうは診療施設等だけ出ておりますけれども、この表の中に(3)で過疎地域自立促進特別事業の中に、既に地域中核医療機関支援事業というものがございます。内容は、厚生連吉田総合病院に対する財政支援。効果等については、初期救急医療の確保と医療設備の充実というところがあがっておりますが、なぜこのたび、(1)で診療施設として厚生連の吉田総合病院を上へ上げられたのか、というところをお尋ねいたします。

○塚本副議長 企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 過疎自立促進計画の48ページの内容について御質問だと思いますが、その中に3番目にあります、過疎地域自立促進特別事業というのは、平成22年9月のこの策定のときにも少し話をさせていただきましたが、過疎法の改定がある中、そういった中、ソフト事業に対しての起債の充当ができるのが新たに追加されました、というふうに説明をさせていただきましたと思います。

その中における過疎地域自立促進特別事業という項目は、ソフト事業に対する、これは計画のものとなるということの中、今回、機器の整備ということになるとハード的な取り扱いになるということで、県と協議の中、診療施設のほうに項目としてあげるほうがより適切であるということで、ハードとしての枠として過疎債を充当したいという思いからこういう記述にさせていただいております。以上です。

○塚本副議長 8番 山根温子さん。

○山根議員 それでは、22年の時点では医療設備の充実と書いてあっても、その中ではもうソフトにしか使えないというようなところが、縛りがあったということで、今回ハード、MR Iの医療設備を設置することに対して、新たに診療施設として登録というか、入れたということですね。

では、このMR Iについて、機器整備についてはどのぐらいの予算を考えてあげられているのか、お尋ねいたします。

○塚本副議長 企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長　今回の、先ほど武岡部長のほうからもありましたように、国の補助事業等いただく中で、全体の事業費おおむね厚生連吉田総合病院では1億5,000万円程度を想定されております。そういった中、国の補助事業等を引いた残り、1億500万円を今回の過疎計画等の中で起債充当していきたいという考え方の中でございます。以上です。

○塚本副議長　ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本副議長　これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本副議長　異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本副議長　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第61号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本副議長　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○塚本副議長　日程第20、議案第62号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を議題といたします。
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長　議案第62号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、提案理由の御説明を申し上げます。
黒瀬・中土師辺地地域内において行う「土師ダム周辺整備事業」について、昨年の6月の議会で辺地総合整備計画の策定の議決をいただいたところであります。

今回の変更は、事業費の変更に伴うものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長　これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
4番 児玉史則君。

○児玉議員　事業費の変更ということで今お話しいただいたんですが、この中身についてもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○塚本副議長　答弁を求めます。
企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 今回の辺地計画の変更の件でございますが、昨年6月に辺地計画ということでこの案件を議会のほうに上程させていただきました。その時点における実施設計、基本設計等がまだまとまってない段階の中で、一定の計画の概算として額の確定で辺地計画を策定しておりましたが、それ以降、昨年の基本設計、実施設計を行う中、また検討委員会等の中で土師ダム周辺を憩と健康のいやしの場として活用するという事の中、グラウンドゴルフ場の整備、及び遊具等をのどごえ公園等に整備したらという考え方の中で、全体の事業費の中が、計画事業費が当初の予定よりも大きく伸びたというものでございます。

そういった中で、今回工事の契約をしております工事を変更する、工事契約の額を変更するものではないということは御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本副議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第63号 工事請負契約の締結について【向原町生涯学習センター建築工事】

○塚本副議長 日程第21、議案第63号「工事請負契約の締結について【向原町生涯学習センター建築工事】」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第63号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、向原町生涯学習センター建築工事を、戸田建設株式会社と9億3,765万円で請負契約を締結することについて、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。1. 契約の目的 向原町生涯学習センター建築工事。2. 契約の方法 事後審査型一般競争入札。3. 契約の金額 9億3,765万円。4. 契約の相手方 住所 広島市中区田中町5番9号。名称 戸田建設株式会社広島支店。代表者 支店長 中村登美男。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。工事名は一緒でございます。工事場所につきましては、安芸高田市向原町坂。工期は、安芸高田市議会議決の日の翌日から平成25年9月30日まで。工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造。地上2階建。建築面積2,805.84平米、そのうち新築部分2031.07平米。延床面積3,484.37平米、新築部分につきましては2495.24平米でございます。その他、建築一式工事、躯体工、仕上工、外構工一式、機械設備工事、電気設備工事一式でございます。以上で説明を終わります。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 前回、不落になりまして改めて入札ということでありますので、入札制度も変わった中での、いわゆるランダム係数等を使った入札ということになっておると思いますが、そういった新しい入札制度の中で、しかも不落になりましたので範囲を広げて入札を行ったということですが、とりながら応募社数、そういった会社の数、また入札率、そして今回のランダム係数がどういった形になったのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○塚本副議長 建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、今回の入札の経過について御説明をさせていただきます。

御案内のように、第1回目の入札を行いましたけれども、応札がございませんでした。第2回目を平成24年7月13日に公告をいたしまして、開札を8月22日に行ったところでございます。

先ほどもありましたように、入札条件としまして、1回目と2回目で違っておるところは、1回目のときには県内に主たる営業所を有するものということで入札を行いました。そのために、2回目では県内に主たる営業所を有するものを除いて県内に営業所を有する建築業とか業者ということで公告をいたしたところでございます。該当のものが49社、そのうち元請け施工実績がないものが16社ございまして、該当する業者は33社でございました。そのうち2社が応札をされたところであります。戸田建設株式会社と株式会社浅沼組でございます。落札額、いずれも消費税はありませんけれども、8億9,300万円で予定価格9億3,090万円に対しまして、落札率95.93%でございます。その時のランダム係数でございますが、1.04720云々という数字になっております。以上でございます。

○塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 ランダム係数について10桁ぐらいあるんですかね。小数点以下と聞いていますか。無限にあるんですか。無限にあるということですね。今回1.幾らというランダム数になったんだと思うんですけども。あれだけの桁数があれば、0から5パーセントですかね。そういった範囲が本当に必要なかどうかということですね。たまたま今回1%台で済んだということですから、割合に幅が下のところで済んだということですが。これが5%に近い所であれば10億近いもんですから、前も言いましたように、5,000万円近いものが無駄になるんかどうかわかりませんが、市民から見ると無駄になる分の数値かなという気がするんですね。そういったところが、前回も市長のほうがいろいろ試行的にやらせてほしいということで、お話がありましたので、そういった形を今やっておられますが、そのところがどんなふう実際に新しい制度でやられて感じておられるかということをお伺いしたいと思います。

○塚本副議長 答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 この5月8日以降の入札制度につきましてランダム係数を導入しておるわけでございますが、その1件1件案件ごとにそのランダム係数が違ってまいります。ゼロから5%以内の中での数字でございまして、これまで何件か入札を行った中では、細かいところでは1.0089とかそういった数字もございまして、先ほど今回のような1.0472云々というようなところもあります。ですから、この幅が5%以内ということでございまして、この入札をされる方はこの範囲を想定しながら入札をされるということでございますので、ある程度この最低制限価格に近い見積もりをされて、その後自分の思ったところを応札されるわけでありまして、基本的には予定価格を公表しております。それから、業者の方が自分でこのぐらいならできるといところを応札されるわけでございますので、この最低制限価格を争うということではなく、業者の方が経営状況でありますとか、施行状況を考えて入札されるものと思っております。

なおこのランダム係数につきましては、しばらく様子を見るということでございますので、このいろんな推移を見守っていきたいと思っております。以上でございます。

○塚本副議長 1番 熊高昌三君。

○熊高議員 この件に対しては、6月の議会でもいろいろ市長さんともやりとりをさせていただいて、議事録等も改めて読み直してみたんですが、部長の答弁も含めてなかなか明快な答弁というのはなかったと思いますが、そこらを改めて議事録を読まれたかどうかということも含めて確認をおきたいと思いますが、今後詳細についてはまた委員会等もありますのでそこらでしたいと思っておりますので、今回の議案に対してもこれ以上の議論というのは差し控えますけれども、ちなみに2社ということで浅沼組さんでしたか、ここは幾らの応札があったかという点だけ聞いて質問を終わります。

- 塚本副議長 答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 株式会社浅沼組の応札価格は、9億2,470万円でございます。消費税は  
ございません。以上でございます。
- 塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 塚本副議長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 塚本副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第63号「工事請負契約の締結について【向原町生涯学  
習センター建築工事】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第64号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条
例

- 塚本副議長 日程第22、議案第64号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関
する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第64号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例」
について、提案理由を御説明申し上げます。
本案は、現在整備中の、安芸高田市光ネットワーク設置及び管理運営
に関し、必要な条例を新たに制定するものであります。本施設の完成後、
安芸高田市のブロードバンドの環境は、飛躍的に改善され、都市部との
情報格差及び地域内での情報格差が解消されます。
このことにより、地域コミュニティの活性化をはじめ、福祉・教育・
防災・地域振興などの住民サービスが向上し、生活を便利にすることは
もちろん、次世代を担う子どもたちが生き生きと健やかに暮らせるまち
づくりが実現できます。
また、さらには、電子行政サービスの提供やビジネス利用への拡充も
今後、図られるものと確信しております。よろしく御審議
の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番 山根温子さん。

○山根議員

この設管条例について何点かお尋ねいたします。

まず、先進地の条例を参考にされていると思いますけれども、どこの条例を参考にされたのか。

そしてまずは大きく気になるところがございまして、そこについてお尋ねいたしますけれども、事業の内容において、第4条、次の事業を行うとありますが、ここに1から4まであるんですけども、1から3に関して情報の提供、情報の提供、情報の提供とあります。このたびの光ファイバーネットワークについて戸別受信設備で、市はFM告知端末よりもIP告知端末を選んでおります。これはなぜかと言いますと、双方向性がこれからは一番必要とされるというところで、双方向性のある特質を持ったIP告知端末を選んであるんですが、この事業内容にその双方向性についての文言はどこにも入っていない。市がどれだけ力を入れて双方向性のある端末を選んだかというところが、事業内容の中に生かされていないと思いますけれども、これについてどのようにお考えなのか。お考えがあつて内容を出されていると思いますので、それについてお尋ねします。

そしてまずは、この設管条例、案外わかりやすく条文的にも14条までということで、ある意味簡単な内容な受けとめをしているんですけども、この設管条例において一番重要なポイントとして何を持ってつくられてきていらっしゃるのかというところをお尋ねいたします。

○塚本副議長

答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

それでは先ほどの、今回の設管条例について先進地等のどこの条例等をいろいろ検討したのかということでございますが、近隣では新見市の光ファイバーの設置条例。これは大変簡易なものでございました。そういった中、よりもう少し丁寧なものはないかということの中で、熊本県のあさぎり町及び御船町等のこの光ファイバー等を使ったIRU契約を基本とした設管条例等を参考にし、安芸高田市の条例とさせていただきます。

それと、第4条の中に、事業目的の中に行政情報の提供に関する業務とか提供する業務という記述の中で、安芸高田市が選択したIP告知端末、双方向性があるという中にその記述的な内容が含まれてないんじゃないかという御質問だと思います。

これにつきましては、今回入れますIP告知端末は確かに双方向性を持っております。そういった中で、逆に市民側から情報をこちらサイドに提供するという仕組みではなく、一定の市の情報に基づいてそれに対する「避難勧告、指示します」とかいったときには、「わかりました、はい」とかそういった形で情報を返していただくという仕組みを想定しておりますので、双方向の情報交換というよりも、そういった市からの基本的な情報提供に対する回答、そういった形であるということの中、

ここの文言は情報の提供ということで記述をさせていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

もう1点、今回の設管条例の主たる主な内容は主にどこにあるかということでございますが、この設管条例に対する基本的な考え方というのは、国のe-Japan戦略という中で、この高度通信のネットワーク整備を国全体に普及していきたいというやり方の中にあつて、大都市の中にあつては民間事業者がこの手法を十分取り入れることはできるけど、こういった中山間地域においては民間事業者が直接ということではできない地域にあつて、行政が整備し民間等の電気通信事業者がそれを運営するというやり方ができる仕組みを総務省が導入しました。そういった中がIRU事業という、契約というやり方があります。そのことが基本的にできるという設管条例をこれに入れるというのが基本的な考え方の設管条例の考え方です。それが特徴的なことというふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

○塚本副議長

8番 山根温子さん。

○山根議員

説明いただきまして、まずこの設管条例についてはIRU契約を基本としてつくられているということで、私は所管ではございませんのでちょっと細かいことまでお尋ねいたしますのでお許しいただければと思います。

まず、あさぎり、私も見せていただきました。設管条例ですから設置についても条文で押さえていらっしゃいます。このうちの分、設管条例については趣旨はありますが、すぐ定義にいつて大体1条、2条ぐらいで設置について押さえられてるんですけども、それが抑えられていない。なぜか。

そして、第7条の管理運営について、大変気になるところがございます。2項「市長は、光のネットワークのセンター設備及び電送設備は電気通信事業者、規定に基づき登録または届け出をした者に提供することができるものとする」。私、IRU契約というものは、大体電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約を行うことにより、光ファイバーケーブル等を芯線単位で貸与するものと考えておりました。ここで提供することができる、電送設備を提供することができるということで貸与ではなく提供なのかというところで、この文言の使い方到大変疑問を抱いております。この電気通信事業者が行うサービスは提供されるものでありますけれども、光ファイバーケーブルは提供されるものなのか、貸与されるものなのか、ちょっとお尋ねいたしますのでお答えいただきたいと思います。

そして利用開始、第8条からですけれども、これについてはIRU事業所との契約を基本に考えていらっしゃるということで、利用者は市民ではございますけれども、ここについて現在、月額500円というようなことがあります。これについては文言的には載ってない、利用料については載ってないのはわかりますが、ではIRU契約をした事業者との

利用契約ですよね。利用料等、それについてはどのようにこの中で扱わなくっていいのか、そういう問題が出てくるのではないかと思います、それについてはどのようにお考えなのか。どう考えられてこういう条文で出されてきたのかというところをお尋ねいたします。

○塚本副議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 まず1点目の提供ということ、今回IRU事業者等、確かに議員御指摘のように、この施設を貸し出すことによってそれに対する契約を行うという仕組みです。ただ、そういった中で全体の設備、線だけでなく設備、そういったものを利用料のもとに提供するという言葉で全体を包括させていただいたというふうにご理解をいただきたいと思います。

またもう1点、利用料の規定500円とかそういったものについてどのようにうたうのか。これは基本的には市とIRU事業者でこの施設の賃貸借の契約をします。そして、利用料については基本的にはIRU事業者と使用される個人の方が約款等に基づいて契約の関係を結ぶという形になっていくのが基本だと思います。そういった中、ただそれを一方的にIRU事業者が利用料そういったものを設定されることが、それを危惧するためにも、先ほど3番になりますが、今後IRU事業者との契約及びその対応ですね。それをどのようにするかということにつきましては、最終的に安芸高田市内、現在、光ファイバー等を設置しております。そういった中、最終的な共架電柱の本数またはいろんな設備の延長、光ファイバーの延長、そういったものが確定次第、業者との契約を締結する中で基本的な市との考え方、IRU事業者との考え方を合致中で、利用料等についても市としての意見を言い、全体的な更新費を含めたIRU契約を締結していきたいというふうにご考えております。以上です。

○塚本副議長 8番 山根温子さん。

○山根議員 今後、IRU契約の中で考えていくということですが、先ほど事業内容のところでも触れましたけれども、先進地では、あさぎり町では第4条の事業内容の(2)で、非常災害その他緊急事項の通報及び連絡という形で取り組まれているんですよね。そういう先進事例をしっかりと押さえられてつくられたということで、こういう今回の安芸高田市の光に関する条文についてはそれを抑えられているんだろうなというところで見せていただいているんですけども、少し疑問が残るところがあります。

それから、先ほど月額500円って申しましたけれども、そのことについてはもうこの設管条例自体がIRU事業者との関係の中での条文を入れられているというところで理解をしております。その中でIRU事業者との関係を引き込み設備はどちらがしっかりと設置して、あなたたちは借りるんですよ。それから、この利用に関しては有料とするとかそういうところはもっとはっきりと打ち出されているものだと思いますけれども、そのことについてしっかりと今後IRU契約の中で抑えられるとい

うことでよろしいのでしょうか。

○塚本副議長

答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

設管条例として、今回上程させていただいておるわけですが、細則等、規則等はさらにこれに基づく規則等はまず設置していきたい。さらに、IRU事業者等の覚書の中でこれから契約する中で十分そういった内容を反映していきたいというふうに考えております。以上です。

○塚本副議長

ほかに質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員

今の山根議員の質問にも関連するんですが、4条とか6条あたりで、これまでいろいろ説明とか議論も多少あったのかと思いますが、住民が避難をする集会所とか、そういった場所への設置というものに対して、6条あたりの3あたりで対応できるのかと思いますが、そこら辺がこの全体を見ておる中ではちょっと不明なんです。それについての考え方を伺いたしたいと思います。

○塚本副議長

答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

今回の設管条例は、当然国の補助事業をいただいているという中で国の補助事業に対応できるような設管条例をまず基本として記述させていただいておる。その中で、議員御指摘のように、避難所とか集会所そういったものへの今回の設置は検討し、各地域の説明会等においても十分説明させていただき、集会所というのをそういった光ファイバー、お太助フォンの設置はできませんというふうには説明をさせていただいておるところでございます。当然、こういった形の中でこれからも市民の理解を得るようにやっていきたいと考えてます。

○塚本副議長

ほかに質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員

国に対するということなので、こういった中身の中で対応するんだというふうに読み取りなさいということですね。双方向というような情報交換というのがありますが、非常にその辺が、また住民の方も全ての皆さんが理解をされておることのないような御意見も聞くので、集会所へ避難をしてすぐに連絡をしてここへ避難してますよという、そういった意味でもまさに双方向の情報機器じゃないかなという部分も含めて、この辺をどんなふうに皆さんに伝えていくかということはそれぞれこれまでやられておるんでしょうけれども、条例だけひとり歩きするようなことのないように、これから細かい設管条例に付随するものをつくっていくという中でそこらのところを丁寧に説明をいただくような、そういった取り組みをしていただきたいというふうに思います。

○塚本副議長

答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

議員御指摘のとおり、丁寧な説明というのはこれからが大変重要にな

ってくると思います。とともに、安芸高田市の全体の中でもこのお太助フォン、IP告知端末等を使った中でどのようなサービスができるのか、より細かく詰めて検討を行っていききたい。とともに、市民の方にはこの光ファイバーが一定程度設備ができ上がった時点においては地域の中でも一定のそういったお太助フォン等を設置する中で、具体的な機器の使用方法であったりいろんな使い方そういったものの説明会はやっていききたいというふうに考えております。

またもう1点、今回、今年度10月8日に予定しております、テーマ別懇談会という中で、このお太助フォン、光ファイバーを使って今後どのような仕組みが、どのような利活用ができるのかということをもとに検討いただくような会とするよう、そういった場を設ける中でいろんな御意見等も伺ってまいりたいとそうように考えております。以上です。

○塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これは地元で説明会を開かれておりますが、そのときに質問があった事項についてちょっとお聞きしたいんです。

ここには9条と10条で中止と停止とあります。中止、休むというのもあり得るといふふうに思いますが、これは規則か何かで決められるということになりましようか。例えば、一時入院せないけんとか、一年間海外旅行へ行くとかいうのがありますよね。その点についてどこでどういふふうに解釈をしたらいいのか。

○塚本副議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議員御指摘のとおり、細かい点については細則、規則等の中でそれは規定をしていきたい。具体的に期間等についてはここでちょっと現時点では確認できておりませんが、一定の期間を設ける中でそれは休止、そういった形でも十分と。ただ、長期にわたってというときには他の文での影響等も考える中でどうするかは、また議論になってくると思います。要するに、最終的には規則等で細かく決めていききたいと考えておりますので御理解をお願いします。

○塚本副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第65号 安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例

○塚本副議長 日程第23、議案第65号「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第65号「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成25年4月1日供用開始予定の新たな葬斎場を設置するに当たり、その管理運営に必要な事項を定めることについて、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、葬斎場建設調査特別委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第66号 財産の無償貸付について【向原町新設保育所用地関係】

○塚本副議長 日程第24、議案第66号「財産の無償貸付について【向原町新設保育所用地関係】」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第66号「財産の無償貸付について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成26年4月開設予定の「向原新設民間保育所」の設立運営主体に決定しております社会福祉法人「三篠会」に対し、保育所の運営を長期間保証する目的で、市有地を当該保育所用地として長期間無償で貸し付けるものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、要点の御説明を申し上げます。

本案は、平成26年4月に向原町坂地区に開設を予定しております民間保育所の建設用地について当該保育所の設立運営法人に決定をいたしております社会福祉法人「三篠会」に対し、安芸高田市が所有する市有地を財務規則第164条の規定により30年を上限に、平成54年3月31日まで無償で貸し付けるものでございます。

議案をお願いいたします。貸し付ける財産の種別は、新設保育所用地としての土地で、所在は、向原町坂349番地から359番地の4までの8筆、合計面積2,712平方メートルでございます。

説明資料をお願いいたします。表紙をめくっていただき、1ページと2ページに図面を添付いたしております。

1ページ目が生涯学習センター含む敷地全体の位置関係がわかるもの

で、2ページ目は保育所用地を拡大したものでございます。

1ページ目をごらんください。図面の右側中ほどに赤で囲んでございます部分が新設保育所用地としてこのたび無償貸し付けをする土地でございます。

御承知のとおり、現在の向原こぼと園は、園舎が幼児部と乳児部2カ所にわかれており、老朽化が著しく耐震性にも欠けており、また周辺道路も狭隘で通園児の児童の安全確保等の観点からも施設の移転、建てかえが喫緊の課題となっております。

こうしたことを踏まえ、当該保育園の具体的な建てかえ整備手法について検討を重ねておりましたが、第2次行政改革大綱に掲げる民間活力を活用する改革の一環といたしまして、民設民営の手法により整備することを決定いたし、既に昨年末に御報告をしておりますように、昨年10月から12月にかけて新たに整備する保育所の設立運営法人の募集、並びに選定作業を行い、その結果、社会福祉法人三篠会を新設保育所の設立運営法人に決定したところでございます。新設保育所用地を設立運営法人に長期間無償で貸し付けることにより、保育所運営の継続性の確保とさらなる児童福祉の向上に資するものと考えております。以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○塚本副議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本副議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本副議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本副議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号「財産の無償貸付について【向原町新設保育所用地関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第67号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する  
条例

○塚本副議長

日程第25、議案第67号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第67号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、「児童福祉法」の改正に伴い、「安芸高田市放課後児童クラブ条例」の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、要点の御説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、本市が児童の健全な育成を図ることを目的に設置をしております、安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正するものでございます。

議案書の改正後・改正前の比較表により御説明を申し上げます。アンダーラインの部分が改正箇所でございます。第1条、目的につきましては条例に引用しております児童福祉法の放課後児童健全育成事業の規定が、「第6条の2第2項」から「第6条の3第2項」に改正されたことにより、本条例の該当条項につきまして、これにあわせて改正するものでございます。なお、附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第67号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第68号 字の区域変更について【小原2期地区（上迫工区）】

○塚本副議長 日程第26、議案第68号「字の区域変更について【小原2期地区（上迫工区）】」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第68号「字の区域の変更について」の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、県営圃場整備事業である【経営体育成基盤整備事業 小原2期地区（上迫工区）】の実施に伴い、従来の地形が変更され、字界が不明となったので、圃場整備後の区画にあわせて、字界を変更するものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 それでは、議案第68号の要点説明を行います。

広島県が事業主体で整備を行っております経営体育成基盤整備事業甲田町小原2期工区の上迫工区につきまして、平成20年度から事業に着手をし、面的工事や確定測量等が完了いたしました。

換地処分に向けて今回圃場整備により地形が変更され、従来の字界が不明となったことから、圃場整備後の区画にあわせて字界を変更するものでございます。

議案書を願ひいたします。安芸高田市甲田町上小原の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄の区域に変更する。なお、この字の区域の変更は、土地改良法第54条の規定による換地処分のあった日の翌日から効力を生じるということとでございます。

2ページ、3ページを願ひいたします。それぞれ次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更するということとでございます。

説明資料のほうを願ひいたします。1ページのほうに字の区域の変更を必要とした理由ということと記述をさせていただいております。1番の事業主体につきましては、広島県でございます。事業名が経営体育成基盤整備事業。地区名（工区名）が、小原2期地区の上迫工区でございます。事業面積につきましては、10.4ヘクタール。事業費が、1億7,800万円。計画年度が、平成20年度から平成24年度となっております。

2ページのほうにカラー刷りでこの小原地区・小原2期工区の位置図を添付させていただいております。甲田町の小原地区の吉田口駅周辺の地域でございます。今回、字界変更を願ひするのは、水色で囲った地域、右下にございますが、小原2期地区上迫工区10.4ヘクタールの部分でございます。

3ページから8ページまではそれぞれの字界変更の明細書をつけております。それぞれ拡大図面によって着色されておところが字界変更になるというところとでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第68号「字の区域変更について【小原2期地区(上迫工区)】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第69号 字の区域変更について【深瀬地区】

○塚本副議長 日程第27、議案第69号「字の区域変更について【深瀬地区】」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第69号「字の区域の変更について」の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 深瀬地区の実施に伴い、従来の地形が変更され、字界が不明となったので、圃場整備後の区画にあわせて、字界を変更するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 議案第69号の要点説明を行います。

安芸高田市が事業主体で整備を行っております農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、甲田町深瀬地区について平成20年度から事業に着手をいたし、面的工事や確定測量等が完了いたしました。換地処分に向けて今回圃場整備により地形が変更され、従来の字界が不明となったことから圃場整備後の区画にあわせて字界を変更するものでございます。

議案書をお願いいたします。安芸高田市甲田町深瀬の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄の区域に変更する。なお、この字の区域の変更は、土地改良法第54条の規定による換地処分のあった日の翌日から効力を生ずる。

2ページ、3ページをお願いいたします。それぞれ上欄の大字、字、地番について下欄の大字、字に変更をするものでございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。この地区につきましては、事業主体が安芸高田市でございます。事業名が、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業。地区名が、深瀬地区でございます。事業面積が、24.3ヘクタール。事業費が、3億8,700万円。計画年度が、平成20年度から平成24年度でございます。

2ページに地図をつけております。赤く着色したところが深瀬地区でございます。甲田町の54号線を三次方面に向かって三次の市境でございます。市境の左側に位置する地域でございます。24.3ヘクタールでございます。

3ページから8ページまではそれぞれの字界変更の詳細図をつけております。着色された部分が字界変更になるという部分でございます。以上で要点説明を終わります。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○塚本副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第69号「字の区域変更について【深瀬地区】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第70号 市道の路線認定について

○塚本副議長 日程第28、議案第70号「市道の路線認定について」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第70号「市道の路線認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本案の整理番号1 梨之木宮之下線は、主要地方道吉田豊栄線のバイパス事業により、旧道として残りました。県道部分、延長860メートル、幅員6.5メートルから8.0メートルを安芸高田市に引き継ぐため市道の認定するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、要点の御説明をいたします。
議案書に添付してあります説明資料をごらんください。位置図と平面図を示しておりますけれども、位置図でございますが、向原町坂地内でございます。また、縮小図面でございますが、吉田豊栄線バイパス、それから旧道の平面図でございます。市道としての梨之木宮之下線でございますが、起点としまして広島銀行があり信号機がございます主要地方道広島三次線交差点の安芸高田市向原町坂字梨之木189番地6地先から、終点はバイパスの終点でもあります、安芸高田市向原町坂字宮之下1440番地1地先で、この間延長860メートル、幅員は6.5から8メートルございますが、この区間を今後市道として引き継ぐために認定をお願いするものであります。なお、県におきましてはこの区間の補修路肩修繕など施工を予定しておるところでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第70号「市道の路線認定について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第71号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○塚本副議長 日程第29、議案第71号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第71号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。  
本案は「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正

する省令」の公布により、国の示す火災予防条例の所要の改正が行われたことから、安芸高田市火災予防条例の所要の改正について議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
消防長 久保高憲君。

○久保消防長 それでは、要点の御説明を申し上げます。  
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成24年3月27日に公布されました。ここで言います、対象火気設備等、あるいは対象火気器具等といいますのは、条例の規制対象となっているものをいひまして、例えば、かまどやこんろ等があげられます。

今回の改正は、近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、条例規制対象として追加するとともに、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めるものです。これに伴って国の示す例のとおり、安芸高田市火災予防条例の改正を行うものでございます。

まず、1ページの第11条と3ページの第12条は、急速充電設備に関する規定を第11条の2として挿入した関係で条ずれが生じたので、これにかかる所要の改正でございます。

次に2ページをお開きください。第11条の2第1項各号には、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が規定されております。

3ページの第2項においては、一部、変電設備に関する規定を準用する旨を規定されております。

4ページの附則において、平成24年12月1日から施行する旨と、この条例の施行の際に設置されているもの、または設置工事中のものには当該規定は適用しない旨の経過措置が規定されております。なお現在、安芸高田市内においては当該設備は設置されておられません。以上で要点の説明を終わります。

○塚本副議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○塚本副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第30 議案第72号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第73号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第74号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第75号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第76号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第77号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第78号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第79号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第80号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第81号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○塚本副議長 日程第30、議案第72号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件から、日程第39、議案第81号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第72号から議案第81号までの提案理由について、一括して御説明をさせていただきます。

最初に、議案第72号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、9,304万2,000円を追加し、予算の総額を236億3,704万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金245万8,000円、県支出金3,466万1,000円、繰入金4,661万7,000円、市債1億8,190万円を、それぞれ追加し、地方交付税8,023万2,000円、分担金及び負担金89万1,000円、国

庫支出金7,664万5,000円、諸収入1,482万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、衛生費9,760万6,000円、農林水産業費4,209万6,000円、商工費71万6,000円、土木費5,330万6,000円、教育費2,930万5,000円、災害復旧費8,210万円をそれぞれ追加し、議会費25万円、総務費9,086万8,000円、民生費1億2,096万2,000円、消防費7,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を49億1,860万円と定めるものであります。

続いて、議案第73号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3億9,604万7,000円を追加し、予算の総額を44億4,414万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金3,506万7,000円、療養給付費等交付金7,106万2,000円、共同事業交付金1,153万4,000円、繰越金3億8,711万7,000円をそれぞれ追加し、国民健康保険税960万2,000円、国庫支出金3,278万5,000円、前期高齢者交付金6,164万9,000円、繰入金469万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費3億940万円、後期高齢者支援金等1,229万9,000円、共同事業拠出金1,381万6,000円、保健事業費341万円、諸支出金7,496万2,000円をそれぞれ追加をいたし、総務費469万7,000円、前期高齢者納付金等53万9,000円、老人保健拠出金6,000円、介護納付金1,259万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

続いて、議案第74号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出をそれぞれ、670万2,000円を追加し、予算の総額を4億8,392万円4,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金670万2,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金670万2,000円を追加するものであります。

続きまして、議案第75号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、60万8,000円を減額し、予算の総額を42億3,800万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金442万8,000円を追加し、国庫支出金255万8,000円、県支出金127万8,000円、繰入金120万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費2万3,000円、諸支出金579万円をそれぞれ

れ追加し、地域支援事業費642万1,000円を減額するものであります。

続いて、議案第76号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、119万6,000円を減額し、予算の総額を4,683万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金119万6,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費119万6,000円を減額するものであります。

続いて、議案第77号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、138万4,000円を追加し、予算の総額を4億8,092万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、諸収入167万8,000円を追加し、繰入金29万4,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費138万4,000円を追加するものであります。

続いて、議案第78号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、21万6,000円を減額し、予算の総額を4億6,525万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金21万6,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費33万4,000円を追加し、施設費55万円を減額するものであります。

続いて、議案第79号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、872万6,000円を減額し、予算の総額を3億8,772万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金872万6,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費802万3,000円、施設費70万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、議案第80号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、895万8,000円を追加し、予算の総額を3億3,986万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金895万8,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費934万6,000円を追加し、総務費38万

8,000円を減額するものであります。

続いて、議案第81号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、35万9,000円を減額し、予算の総額を5億9,833万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金35万9,000円を減額するものであります。歳出につきましては、総務費35万9,000円を減額するものであります。以上、10議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本10件については、お手元の付託表のとおり予算常任委員会に付託して、審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第40 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○塚本副議長 日程第40、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番、宍戸邦夫でございます。

発議第1号の地方財政の充実・強化を求める意見書につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書につきまして、提出理由を申し上げます。地方財政の現状は、長引く景気の低迷による税収の落ち込みに加え、福祉施設の推進や生活関連社会資本整備などへの公費負担の増加により、大変厳しい状況にあります。申し上げるまでもなく、安芸高田市におきましても例外ではございません。

また、長期化した経済不況で地域の雇用確保、社会保障の充実など、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

このため、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国に対して地方財政の自立強化を求め、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものでございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、発議第1号は別紙に意見書案を添付しております。また、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣、以上でございます。

○塚本副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○塚本副議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次回は9月12日午前10時から再開いたします。御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員